

「日本再生重点化措置」要望概要

事業名	成長の基盤となる国際的な人材交流の促進			事業番号	
				担当府省	法務省
日本再生重点化措置 要望額等 (百万円)	要望額	要望に係る 地方負担	同事業の 要求額	要求に係る 地方負担	事業規模
	1,130	0	0	0	1,130
過去の予算額 (当初：百万円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要望+要求)
	0	0	0	0	1,130
事業主体	法務省	該当する支出先	a.公益法人 b.独立行政法人等 c.地方 d.その他 ()		
関連項目	i. 新たなフロンティア及び新成長戦略(科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化)				
事業の内容	<p>1 出入国管理体制の強化</p> <p>(1) 地方空海港における出入国審査体制等の強化 地方空海港における出入国審査システムのオンライン化を拡充するとともに、新たな在留管理制度の導入による出入国管理業務の複雑化に対応した来日外国人に対する通訳環境を整備し、出入国審査の迅速化・円滑化のための体制強化を図る。</p> <p>(2) 高度人材に対するポイント制による優遇制度導入 「高度人材に対するポイント制による優遇制度」とは、学歴・職歴・年収等をポイントで評価し、一定の点数に達した者を高度人材と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずる制度であるところ、本事業は、ポイント評価項目の一つである「研究実績」を評価するため、学術研究論文データベースを導入するものである。</p> <p>(3) 新たな在留管理制度導入に伴う市町村における業務環境の整備 平成24年7月から導入される新たな在留管理制度の下では、法務大臣が一元的に、住居や在留資格等に係る情報を継続的かつ正確に把握し、法務大臣と市町村とが相互に必要な情報を通知することにより、正確かつ最新の情報を保有・管理する仕組みとなっていることから、市町村窓口で、本人確認時に在留カード内のICチップ情報を読み取り、偽変造の確認とともにこの情報を利用して正確な住居地情報を法務省に送信してもらうとともに、併せて外国人住民票の正確な記録に活用してもらうため、市町村窓口用の端末を整備するものである。</p> <p>2 法制度整備支援の強化 ミャンマーを中心としたメコン経済圏諸国及び後発開発途上国等に対し、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出し、アジア諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するため、支援対象国へ専門家を派遣して各国の法制に関する実態調査を実施、支援対象国との共同調査研究のため支援対象国の専門家を招へいし協議会・研究会を開催するものである。</p>				
	<p>1 出入国管理体制の強化</p> <p>(1) 地方空海港における出入国審査体制等の強化 地方空海港における出入国審査の迅速化・円滑化のための体制強化を図り、これら空海港からの外国人の来日を促進するためのインフラを整備することによって、新成長戦略に沿って、観光立国推進に大きく寄与するものである。</p>				

<p>事業の目的・効果</p>	<p>(2) 高度人材に対するポイント制による優遇制度導入 新成長戦略に基づき、現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長等に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受入れを促進し、我が国経済社会における新しい活力の創造、国際競争力の強化に資するものである。</p> <p>(3) 新たな在留管理制度導入に伴う市町村における業務環境の整備 市町村において在留カード等に内蔵されるＩＣチップ情報が確認できる体制を講じ、在留カードの真正性が損なわれず、法務大臣及び市町村が保有する情報がそれぞれ誤りがなく齟齬のないものとなっていることを前提として、我が国の安心・安全を保障し、また、海外人材が我が国に安心して利便性高く居住し、活発に就労活動等をするために必要な基盤の整備に資するものである。</p> <p>2 法制度整備支援の強化 ミャンマーを中心としたメコン経済圏諸国及び後発開発途上国等に対し、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出し、これら諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与することで、アジアを中心とする開発途上国の経済発展や我が国の経済的発展を含むアジア経済圏の持続的経済発展を図るとともに、アジア諸国との間における国家間のつながりを深めるとともに、アジア地域における我が国のプレゼンスの向上を図るものである。</p>
<p>需要・雇用創出効果</p>	<p>1 地方空海港における出入国審査体制等の強化 経済波及効果約10兆円、雇用創出効果56万人（観光立国）</p> <p>2 高度人材に対するポイント制による優遇制度導入 海外人材の我が国における集積を拡大することによる在留高度外国人材の倍増</p> <p>3 新たな在留管理制度導入に伴う市町村における業務環境の整備 外国人の雇用や経済活動の環境を向上させることによる我が国経済の活性化、国際競争力の強化</p> <p>4 法制度整備支援の強化 ミャンマーを中心としたメコン経済圏諸国及び後発開発途上国等の支援対象国への本邦企業の進出を促すとともに、支援対象国企業と取引を行う本邦企業の一助となり、日本の経済的発展に大きく寄与するものである。</p>
<p>関連・類似のH24年度要求・要望の項目・額及びそれぞれと本要望との関係・役割分担</p>	
<p>事業の新規性、内容</p>	<p>1 地方空海港における出入国審査体制等の強化</p> <p>(1) 地方空海港における出入国審査体制等の強化 平成24年7月から新たな在留管理制度が実施されることに伴い、4大空港においては中長期在留外国人に対して上陸許可時に在留カードを発行・交付し、他方その他の空海港から上陸した中長期在留外国人には、日本国内での住居地を市町村の長を経由して法務大臣に届け出た後に後日在留カードを発行し住居地に郵送することとなるほか、1年以内に再入国する者は原則として再入国許可が不要となる「みなし再入国許可制度」が導入されるなど、新制度導入に伴い出入国審査の手続が複雑化するため、出入国審査の停滞を解消し、新成長戦略にある「入国審査に要する時間の短縮」にかなう迅速・円滑な出入国管理を実施するための体制整備を行うもので、新規事業である。</p> <p>(2) 高度人材に対するポイント制による優遇制度導入 「高度人材に対するポイント制による優遇制度」は新たに導入する制度であり、新成長戦略の「フロンティアの開拓による成長分野」の(3)「アジア経済戦略」に寄与する有効な施策のうち特に貢献度が高い国家戦略プロジェクトである「アジア展開における国家戦略プロジェクト」の中で「グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大」施策として位置付けられるもので、新規事業である。</p>

見直し内容	<p>(3) 新たな在留管理制度導入に伴う市町村における業務環境の整備 平成24年7月から導入される新たな在留管理制度の下では、法務大臣が一元的に、住居や在留資格等に係る情報を継続的かつ正確に把握し、法務大臣と市町村とが相互に必要な情報を通知することにより、正確かつ最新の情報を保有・管理する仕組みがとられることとなる。そのための新規事業である。</p> <p>2 法制度整備支援の強化 我が国の法制度整備支援は、従来、計画経済体制から市場経済体制へ移行しようとする開発途上国を中心に行ってきたところ、本事業は、ミャンマーを中心としたメコン経済圏諸国及び後発開発途上国等に対し、国家の建て直しを図る観点から実施するもので、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出すものである。こうした支援によって、アジア諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与することとなり、そのことが、アジアを中心とする開発途上国の経済発展や我が国の経済的発展を含むアジア地域の持続的発展を図るとともに、アジア地域における我が国のプレゼンスの向上をもたらすものである。よって、本事業は、国と国との結びつきを強化して、我が国がアジア太平洋地域諸国の安定を図り、地域経済の活性化に繋げるという理念とともに途上国支援に積極的に貢献する施策で、新規事業である。</p>
備考	